

平成21年5月14日

**定款の一部変更に関するお知らせ**

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、本日開催の取締役会において、別添のとおり、株券の電子化対応に伴う「定款の一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

本件につきましては、本日東京証券取引所においても同時に発表しております。

以 上

報道機関からのお問い合わせ先  
総合企画部 坂本・武川  
TEL (048) 643-6468

**武蔵野銀行**〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-8  
<http://www.musashinobank.co.jp>総合企画部 広報・IRグループ  
TEL (048) 647-2718  
FAX (048) 641-6120



平成21年5月14日

各 位

会社名 株式会社 武蔵野銀行  
代表者名 取締役頭取 加藤 喜久雄  
(コード番号 8336 東証第一部)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 島 雄 廣  
(TEL. 048-641-6111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「社債等登録法」(昭和17年法律第11号)の廃止(平成20年1月4日)に伴い、第2条(目的)(5)の「社債等登録法」の文言を削除するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行なうものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当行は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除するものであります。  
また、上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第9条第2項を削除するものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第10条の「実質株主」、第12条第3項の「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
  - ④ 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために、現行定款第13条に「株主の権利行使に際しての手續等」の文言を追加するものであります。
- (3) 現行定款第7条の削除に伴い、以下の条数を繰り上げるものであります。
- (4) その他必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行なうものであります。

##### 2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 (2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務 (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務 (4) 信託業務 (5) 前各号のほか銀行法、担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる	(目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 (2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務 (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務 (4) 信託業務 (5) 前各号のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務

<p>業務 (6) その他前各号の業務に付帯又は関連する業務 <u>(株券の発行)</u> 第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 (条文省略) (単元株式数及び単元未満株券不発行) 第9条 当銀行の単元株式数は、100株とする。 2 当銀行は、単元株式数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> (単元未満株主の権利) 第10条 当銀行の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金の配当を受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利 (5) <u>第11条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増請求) 第11条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第12条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿等に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規則) 第13条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。 第14条～第16条 (条文省略) <u>(新設)</u></p>	<p>(6) その他前各号の業務に付帯又は関連する業務 <u>(削除)</u> (自己の株式の取得) 第7条 (現行第8条のとおり) (単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、100株とする。 <u>(削除)</u> (単元未満株主の権利) 第9条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 剰余金の配当を受ける権利 (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利 (5) <u>次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増請求) 第10条 (現行のとおり) (株主名簿管理人) 第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当銀行の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿等に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料並びに<u>株主の権利行使に際しての手續等は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> 第13条～第15条 (現行のとおり) <u>附則</u> 第1条 当銀行の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の<u>株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u> 第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを<u>削除するものとする。</u></p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日	(金)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日	(金)